

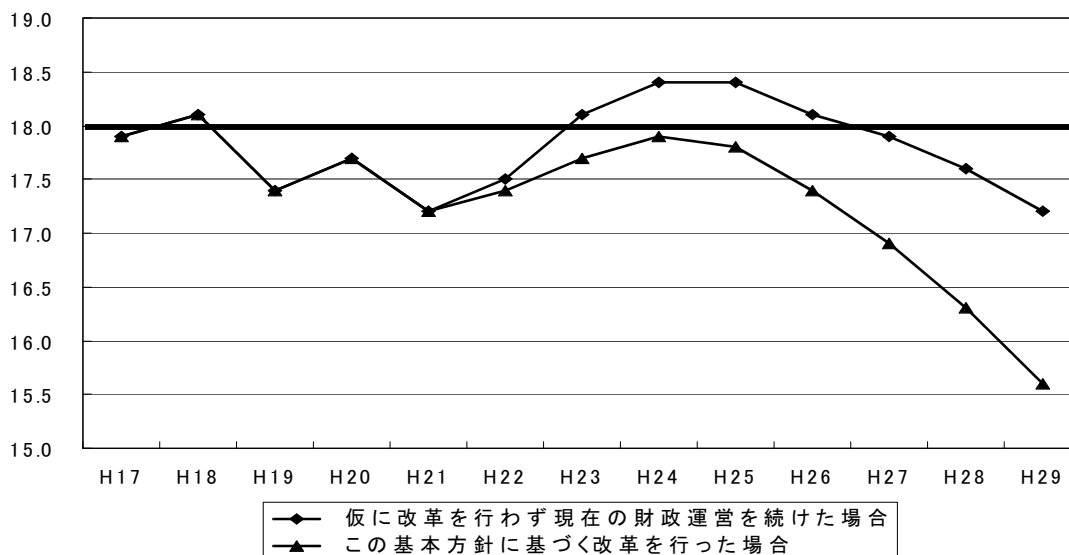
(資料4)

実質公債費比率の推計

「実質公債費比率」は、毎年度の公債費負担の水準を表す指標です。一般会計の公債費だけでなく、特別会計や企業会計などの公債費のうち一般財源で負担する部分を含め、県全体の実質的な公債費総額が、一般財源に対してどれだけの負担になっているかを示すものです。

平成18年度は、全国都道府県平均が14.4%であるのに対し、本県は18.1%とワースト4位となっています。仮に改革を行わずこのままの財政運営を続けた場合には、当面高水準で推移する見込みです。一方、この基本方針に基づく改革（公共事業費の削減等）を行った場合には、10年後の29年度で、改革を行わない場合に比べ、1.6ポイント改善する見込みとなっています。

(単位：%)



(注) 金利動向等により比率は変動し得る。

■ 実質公債費比率が高水準となった場合の影響

- ・ 18%以上の団体は、地方債の借入れに際し、「公債費負担適正化計画」を策定した上で総務大臣の許可が必要となる。
- ・ 25%以上の団体は、県が単独で行う公共事業の一部で、地方債の借入れが制限される。
- ・ 35%以上の団体は、災害関連や市町村合併関連など特別な理由を除き、公共事業全般で、地方債の借入れが大幅に制限される。